

2022 (令和4) 年2月15日

国立市議会議員 青木 健 様

会期終了後、市民等から提出された会議録の訂正要求(発言の趣旨を変更することなく発言の字句訂正の要求)について、その後の別の会期の議会会議録で追加的訂正を掲載するなどの救済的制度をつくることを求める陳情

【陳情の趣旨】

1、問題のはじまり

2021 (令和3) 年9月8日 (水) 開催の建設環境委員会です。

陳情第12号「国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情」の委員会審議の中で、関口議員がまちづくり条例施行規則第85条に関わる質問をされました。それについて、江村都市整備部参事が次のように答えました。

「(略) したがって、管理組合内部のことについて、審議会では扱えないという整理をしたものでございます。ただし、『そよ風』というチラシの配付の御要望は受けしており、そういったチラシは配付してございますので、当然、内部でまだ建て替えをしなくてもいいんじゃないかというような意見があることは、委員の方全員御存じでございます。(略)」(会議録23頁)

その場にいた私は、私たち「団地の建て替えを考える会」が発行している『そよ風』について、市の幹部職員の方が「チラシ」と表現したことにショックを受けました。その事情については、あとで説明いたします。

私は、すぐその場で訂正していただきたいと思いました。でも陳情者には発言権がありませんから、黙っていました。

委員会終了後に、近くにいた議会事務局の職員さんに、「さきほど江村参事が、『そよ風』のことをチラシと言いましたよね。失礼ですよ」と申しました。その職員さんは、「そうでしたっけ？確認してみないとわかりません」と答えました。そこで私は、会議録

ができて、正確に確認してから対応を考えようと思いました。

2021（令和3）年12月6日（月）、9月8日の建設環境委員会会議録がネット上にアップされたことを確認しました。会議録を見て、江村参事が「チラシ」と明確にのべていることを確認しました。そこで私は、すぐ議会事務局に電話をして、江村参事発言の訂正を求める方法について伺いました。

議会事務局の方は「いま定例会中なので返事が遅れます。検討させて下さい」とのことでした。そこで私は、メールアドレスをお伝えし、Eメールでの回答をお願いしました。

2021（令和3）年12月10日（15:14）、議会事務局から回答メールが届きました（タイトル「【国立市議会事務局】9月8日の建設環境委員会での都市整備部参事の発言に関するお問合せについて（回答）」）。

回答によりますと、発言訂正の場合は国立市議会会議規則が準用され、発言の取消しや訂正はその発言のあった会期中でなければ行うことができない、該当発言は第3回定例会中の発言で、第3回定例会は既に閉会しているので発言の訂正はできない、とのことでした。国立市議会会議規則の規定は、以下です。

#### 国立市議会会議規則

（発言の取消または訂正）

第57条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消しまたは議長の許可を得て自己の発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

公式な会議録訂正は、できないということでした。

なお、訂正はできないとのことでしたが、議会事務局から次の助言も合わせていただきました。

発言の訂正につきましては、高津様の御希望に沿えない形になってしまうかと存じますが、参事の発言につきましては、直接参事のほうへお話をさせていただくか、もし差し支えないようでしたら、高津様からのお問合せ内容につきまして、議会事務局から参事へお伝えさせていただければと存じます。

なぜ江村参事の「チラシ発言」に私がショックを受け、訂正を求めるのかを説明します。

## 2、なぜ訂正を求めるか

### (1) 「団地の建て替えを考える会」について

2018年5月27日（日）に開催されました、第54回国立富士見台団地管理組合通常総会において、組合員（区分所有者）が緊急動議（意見）を提出し、「団地の建て替えを考える会」が結成されました。当初は、会長（代表）を決めず、仮称で活動してきましたが、2020年11月1日、会長と連絡担当者を決め名称から仮称を取りました。その後、管理組合理事会と民事調停を行うため、担当として高津芳則を会長代理に決めました（2021年5月23日）。

### (2) 『そよ風』について

私たち「団地の建て替えを考える会」は、『そよ風』という広報宣伝紙を発行しています（私たちの民事調停申立書における定義）。第1号を2018年7月7日に発行し、その後不定期発行ながら、2022年2月3日までに、通常号は第79号、号外第13号まで発行してきました。

ところで理事会は、私たち「考える会」を、はじめから憎悪してきました。『そよ風』第1号（2018年7月7日）を批判するため、理事会が分譲団地組合員に配布した文書「組合員の皆様へ」（2018年8月6日）では、「『そよ風』というチラシ」と書かれています。理事会は『そよ風』を、はじめから「チラシ」呼ばわりしていました。

### (3) ビラあるいはチラシという言葉の意味

団地に限らず、メールボックスに「ビラ・チラシお断り」というステッカーを貼っている家がしばしばあります。ポスティング業者が、日頃からいろいろなビラ・チラシを大量に配布しているため、大切な郵便物がそれに紛れてしまうことがあります。またあるいは、数日留守にただけで、メールボックスがビラやチラシであふれてしまうこともあります。ですからビラやチラシは、一般的に、迷惑なもの、メールボックスに入れてほしくないもの、というイメージと結びついています。

理事会が、『そよ風』のことを「チラシ」と表現したのは、理事会の不正やごまかしを明らかにし、厳しく批判している私たちへの怒りを背景にしています。

ところが現実には、それにとどまりませんでした。

私たちは、『そよ風』紙上において、理事長に対する公開質問状を掲載しました（2021年4月15日）。ところが理事長は回答せず、それを無視したのです。

ふつう団地管理組合（マンション管理組合）理事長は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」（民法第644条）とされています。組合員（区分所有者）の共同利益のために理事長が職務を遂行しているかどうか、組合員から問われれば、誠実に回答する義務があります。ですから、理事長は、民法上、私たちの公開質問状への回答義務がありました。

私たちの公開質問状を無視する理事長（2020年度理事長・21年度理事長）を相手

に、私たちは立川簡易裁判所に民事調停を申し立てました（2021年5月26日郵送）。

第1回民事調停期日は、2021年9月6日（月）でした。その直前の9月2日（木）、私たちのもとに、弁護士事務所から段ボールが届きました。そこには、大量の資料（計8キロ）と、私たちの申立書に対する「回答書」がありました。理事長サイドは、弁護士事務所と契約し、民事調停に臨むというのです。

私たちの公開質問状に答えないことを代理人弁護士は、次のように正当化しました。

申立人らは、構成員すら不明の団体のビラを理事や理事長が目にしたのであれば、理事会あるいは理事長が応答すべきという趣旨の様であるが、ビラ上での質問について、回答の必要はないと考えている。

（回答書、令和3年9月1日、18頁）

つまり、組員（区分所有者）の質問に対する理事長の回答義務は民法上あるものの、構成員不明のビラに回答する義務はない、という論理で公開質問状を無視した理事長の行為を正当化したのです。

代理人弁護士は、回答書において『そよ風』のことを「ビラ」と表現しました。私たちは、『そよ風』のことを、ビラあるいはチラシとよべる理事会を批判した上で、次のように質問しました（「準備書面』（その1）」令和3年9月27日、31～32頁）。

【質問16-1】 『そよ風』をビラあるいはチラシと定義したのは、理事会でしょうか。理事会の議論をふまえた結果であるとするならば、それはいつ開催された理事会でしょうか。お教え下さい。

【質問16-2】 『そよ風』をビラあるいはチラシと定義したのが理事会でないとすれば、誰が、いつ、そのように定義したのでしょうか。お教え下さい。

【質問16-3】 公開質問状は、事務所に届けています（4月15日）。その事実を知った上でも、「回答の必要はない」とお考えになりますか。お教え下さい。

【質問16-4】 私たちは、『そよ風』を「考える会」の「広報宣伝紙」と定義しています。その定義を用いることに、理事会として不都合がありますか。不都合があるという場合は、その理由をお教え下さい。

代理人弁護士は、「主張書面1」（令和3年11月5日）において、次のように回答しました（9頁）。

「そよ風」について、定義の趣旨について十分理解が及んでおらず、回答困難であるが、ビラについてもチラシについても、多くの方に意見等を伝えるものという趣旨で使用しているのであって、特段他意はない。

これについて、私たちは「準備書面（その3）」（令和3年11月7日）で、次のように批判の上、再質問しました（17頁）。

上記は、誰が「十分理解が及んで」いないのか、誰が「回答困難」なのか、よくわからない文章です。私たちは、『そよ風』について、私たちの定義をふまえず、ビラとかチラシということについて、失礼ではありませんか、と質問しているのです。「特段他意はない」のであれば、「失礼しました」とか「今後は表現を改めます」と回答するのが、人として常識ではありませんか。

【質問N】 特段他意がないのであれば、今後はビラとかチラシという表現を改めて下さい。お認めになりますか。

代理人弁護士は、「主張書面2」（令和3年12月9日）で、次のように回答してきました（5頁）。

申立人らとしての要望ということであれば、今後「広報宣伝紙」と呼ぶことに異論ない。

理事長は、『そよ風』について今後「広報宣伝紙」と呼ぶことになりました。

そうなりますと、『そよ風』は、組合員有志団体（区分所有者の有志団体）の「広報宣伝紙」になりますから、『そよ風』に掲載された理事長への公開質問に、理事長が回答する民法上の義務が成立することになります。

ところが、国立市の議会会議録に市の幹部の発言として、『そよ風』をチラシと定義する記録が残るのです。理事会はそれを根拠に、「『そよ風』は市によってチラシと認定されています。チラシに掲載された質問に、いちいち理事長が回答する義務はない」という

理屈を、新たに立てることが可能になるのです。

つまり江村都市整備部参事の発言が、団地区分所有者の少数弱者をふたたび苦しめる結果をもたらす危険があるのです。ここに私たちは問題を感じています。

### 3、訂正方法をさぐるため謝罪要求

私たち「考える会」は、12月20日付「申し入れ」を永見市長宛に提出しました。その趣旨は、訂正方法を考える前提として、まず市に謝罪の気持ちがあるかどうかを確認するということでした。もし謝罪する気持ちがあれば、発言の訂正方法について、考えていただけたらと思ったからです。

永見市長から、さっそく12月28日付のていねいな回答をいただきました（「資料1」）。そこで「たいへん申し訳ございませんでした」との丁寧なお言葉をいただき、私たちの思いが永見市長に届いたことを確認いたしました。

永見市長の回答内容を整理します。

- ① 永見市長は、江村氏の発言について、私たちに謝罪しています。
- ② 永見市長は、江村氏に対して、『そよ風』についてチラシという発言をおこなわないよう指示しました。
- ③ 永見市長は、江村参事が『そよ風』について、「一方の当事者の価値判断をふまえて」いなかったことを確認しました。

永見市長は、国立市長として責任を果たしたといえるでしょう。そこは、永見市長の真摯な対応として評価をいたします。しかしながら、申し訳ないのですが、私たちの要望について、正しく対応されませんでした。

もし「謝罪する」という場合、そもそも、謝罪の形式と内容が問題になります。

私たちは、江村氏に対して謝罪を求めました。ですが、私たちの「申し入れ」（12月20日）に、謝罪の具体的な形式と内容について書いてはいませんでした。つまり、どのような形で、どのような内容の謝罪をすればよいのか、私たちの「申し入れ」には書いてないのです。

市として謝罪を選択したのであれば、私たちにに対して一定の非礼を働いたことを市として認めたことになります。そうであれば、まず、私たちに連絡をして、謝罪の形式と内容の確認をするべきでしょう。その趣旨で、私たちはふたたび市に申し入れました（2021年12月28日）。その回答が、2022年1月14日付でありました（「資料2」）。その1節が、以下です。

江村都市整備部参事からは「チラシ」という言葉の使

用について「広く情報を知らせるための印刷物」という一般的な意味として使用したと説明を受けており、不適切な発言であったとは考えておりません。しかしながら、「チラシ」という言葉を貴会が良いイメージをもたれていないようであり、この言葉により不快な思いをしたことについて、令和3年12月28日付け国都市収第153号で、市として謝罪いたしましたものでございます。

要約しますと、江村参事のチラシという発言は、悪意のある意図的なものではないが、相手方が「良いイメージ」をもっていないので謝罪した、悪意はもともとなかったのだから、これ以上対応する必要はないし、直接会って話しをすることも不要、というのです。この理屈は、今の社会で通用するでしょうか。

最近の例で説明します。

2021年3月12日放送の、日本テレビ『スッキリ』の中で、着ぐるみをきた男性タレントが「謎かけ」で「あ、犬」と発言し、アイヌと犬を結びつけました。

この問題について審議した放送倫理検証委員会は、「日本テレビ『スッキリ』アイヌ民族差別発言に関する意見」（2021年7月21日、放送倫理検証委員会決定第41号）を提出しています。その意見の一節を紹介します。

しかし、差別の意図、つまり“悪意”がなかったとしても、それによって差別的な表現を用いた番組を放送した行為が容認されるわけではない。まして、差別されてきた側のアイヌ民族にとっては、さしあたり“悪意”の有無は二次的な問題であろう。／また、差別が絡むテーマは複雑だから短い尺では取り上げづらいという感覚も見逃してはならない。複雑な問題を回避し続けることで、差別に対する感度や知識を耕す機会を失い、悪意さえなければ差別ではないという誤った感性が育まれた可能性すらある。／ヒアリングの場で、スタッフたちはみな誠実であり、番組制作に真面目に向き合ってきた経験と自らが関与した事態への深い反省が十二分に伝わってきた。本件放送の制作過程に悪意が存在したことを示すものもない。しかし、だからこそ、事態は深刻なのかもしれない。悪意を持たないスタッフが自らの知識不足を自覚しないまま、放送人としての感度も低いまま番組制作に

携わっていくと、その番組がときに人を苦しめる、あるいは社会問題化する可能性を高めてしまうことに、制作者はいつまでも気が付かないことになりかねない。

(13頁)

結論として放送倫理検証委員会は、放送倫理違反があったと認定しました。これは差別発言の場合です。

江村参事の「チラシ」発言の場合は、差別発言というより正確には侮辱発言ですし、先に書きましたように、対理事長との関係で区分所有者の不利益をもたらす問題を含んでいるのです。悪意はなかった、侮辱する意図はなかったとして、市民を侮辱する市職員幹部の発言が、今後も公的な会議録に残り続けるのです。かたちばかりの謝罪ですむ問題ではありません。

形式的な謝罪ではなく、会議録に掲載された「チラシ」という表現を、どこかできちんと訂正してもらうことが必要です。

#### 【陳情事項】

1、会期終了後、市民等から提出された会議録の訂正要求（発言の趣旨を変更することなく発言の字句訂正の要求）について、その後の別の会期の議会会議録で追加的訂正を掲載するなどの救済的制度をつくることを求めます。

以上